



令和4年(確定)及び令和5年(5月末)の労働災害発生状況について

号別	業種別	秋田労働局(県内)				秋田労働局(県内)				秋田署管内							
		年合計(確定)				令和4年	令和5年	前年増減		令和4年	令和5年	前年増減					
		令和3年	令和4年	1月~5月	1月~5月	件数	百分率	1月~5月	1月~5月	件数	百分率						
	全業種合計	7	1,220	14	3,117	2	587	5	691	104	17.7%	1	224	2	270	46	20.5%
	うち新型コロナウイルスを除く	7	1,120	14	1,155	2	468	5	442	-26	-5.6%	1	168	2	182	14	8.3%
	うち新型コロナウイルスによる		100		1,962		119		249	130	109.2%		56		88	32	57.1%
1	製造業	2	218	2	321		92		88	-4	-4.3%		25		37	12	48.0%
2	鉱業 (鉱安法適用を除く)		3		321				1	1	-						
3	建設業	4	227	8	304	1	82	2	72	-10	-12.2%	1	15	1	21	6	40.0%
	土木工事業		73	3	119		27	2	23	-4	-14.8%		2		8	6	300.0%
	建築工事業	3	123	3	117		35		38	3	8.6%		8	1	9	1	12.5%
	鉄骨・鉄筋家屋建築		18		12		6		8	2	33.3%				2	2	
	木造家屋建築	3	77	3	78		25		21	-4	-16.0%		5		5	0	0.0%
	その他の建設業	1	31	2	68	1	20		11	-9	-45.0%	1	5		4	-1	-20.0%
4	運輸交通業		113		132		65		52	-13	-20.0%		24		21	-3	-12.5%
5	貨物取扱業		1		2		1			-1	-100.0%		1			-1	-100.0%
6-2	林業	1	37	2	32	1	11	1	7	-4	-36.4%		1		1	0	0.0%
8	商業		192	1	256		105	1	80	-25	-23.8%		39	1	40	1	2.6%
13	保健衛生業		214		1,801		125		307	182	145.6%		55		113	58	105.5%
14	接客娯楽業		52		63		29		21	-8	-27.6%		14		9	-5	-35.7%
15	清掃・と畜業		32	1	35		15		23	8	53.3%		10		17	7	70.0%
	上記以外の事業		131		171		62	1	40	-22	-35.5%		40		11	-29	-72.5%

7月1日から全国安全週間がスタートします！

7月1日から第96回全国安全週間がスタートします。今回のスローガンは「**高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場**」です。

秋田労働局では全国安全週間中となる7月4日に建設現場を対象としたパトロールを実施する予定です。パトロールでは、秋田労働局長を筆頭に、現場における安全対策や安全管理活動の状況を確認し、「安全意識の高揚」を訴えることとしています。

なお、秋田労働局では7月を「**建設業における災害防止集中月間**」と定め、県内の各労働基準監督署において、管内の木造家屋建築工事現場を中心に集中的な監督指導を実施する予定です。



足場からの墜落防止措置が強化されます。

足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則が改正され、令和5年10月1日から順次施行されます。改正のポイントは以下の3点です。

- 1 一側足場の使用範囲が明確化になります。(幅1メートル以上の箇所では原則として本足場を使用)
 - 2 足場の点検時には点検者の氏名が必要になります。
 - 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります。
- リーフレットのアドレスとQRコード
詳細は厚生労働省ホームページ掲載のリーフレットをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001108426.pdf>



熱中症予防対策をしましょう！

県内ではこれから本格的な夏を迎えますが、建設業では熱中症の危険性が高まる季節となります。厚生労働省では、5月より「**STOP！熱中症クールワークキャンペーン**」を実施し、職場における熱中症予防対策の浸透を呼びかけています。

そこで、秋田労働基準監督署では熱中症予防のリーフレットを作成し秋田労働局のホームページに掲載していますので、ぜひご活用ください(裏面資料はリーフレットから抜粋)。

正しい予防方法を知ること秋田の夏を乗り切りましょう。

リーフレット掲載ページのアドレスとQRコード

https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/kantoku/_120195.html



職場における熱中症を予防しよう！



令和4年、秋田署管内(作業場)で草刈り作業中に熱中症による死亡災害が発生しています。屋外で作業を行う際にも、万全な熱中症対策を講じましょう！

1 塩分と水分の備え付けは法令で義務付けられています！

労働安全衛生規則 第617条(発汗作業に関する措置)



「事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。」
塩や飲料水を備えることは、事業者の義務となっており、労働者任せにすることは法令に違反することになります。



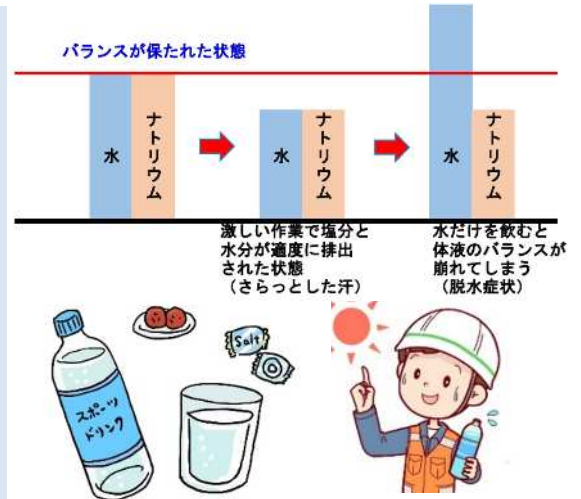
2 水やお茶などの水分だけの補給は何故だめなのでしょうか？

体内の塩分(ナトリウム)が不足した状態で水分だけを補給すると、体内のナトリウム濃度は一層薄まります。

そこで、ナトリウム濃度を保つために、体は水分を尿として外に排出しようとします。つまり、水分補給したつもりが、体内の脱水症状を進行させてしまうことになるのです。

また、体内の塩分(ナトリウム)は、筋肉の運動や神経伝達に大きく関係していますので、塩分が不足することで、筋肉の痙攣や硬直のほか、神経障害によって命の危険が生じることもあります。

熱中症を予防するための飲み物は、塩分(ナトリウム) + カリウム が重要です。のどの渇きに関係なく定期的に塩分と水分を補給しましょう。
塩分や水分を補給するに当たっては、以下を参考にしてください。
スポーツドリンクは、熱中症予防に最適であることがわかります。



3 WBGT値(暑さ指数)を活用し、屋外作業で休憩場所がない場合でも工夫して対策を取りましょう！

○WBGT指数計を活用する

作業員はきつい、暑いなどと言いません。よっぽどきつい場合に自己申告すると考えてください。

WBGT指数計は、自覚症状や作業員の意思に関係なく危険度を知らせます。WBGT値は「蒸し暑さ」を総合的に評価しますが、湿度が大きく左右します。

現場でWBGT値を測定し、数値に応じて作業の中断、休憩時間の確保、単独作業の回避等を行いましょ。



WBGT指数計(例)(JIS規格に適合したもの)

WBGTの3要素の割合
気温 1
輻射熱等 2
湿度 7

湿度が大きく影響

WBGT値(暑さ指数)	
危険	31°C以上 DANGER 31°C OR MORE
厳重警戒	28~31°C HIGH ALERT
警戒	25~28°C WARNING
注意	25°C未満 CAUTION LESS THAN 25°C

4 熱中症の知識を共有し、作業員の体調に目を配りましょう！

熱中症を予防するためには、管理者と労働者がともに熱中症の知識を持つことが何よりも大切です。熱中症予防のための労働衛生教育(熱中症の症状・予防方法、緊急時の救急処置、熱中症の事例)をあらかじめ行いましょう。また、作業場ごとに熱中症の症状が出た場合にどのような対応を取るか普段から話し合いましょ。

糖尿病や高血圧症、心疾患、腎不全、下痢症状などがあると熱中症にかかりやすくなりますので、医師の意見を聴いて人員配置を行いましょ。

熱中症を疑う症状(めまい、失神、大量の汗、頭痛、不快感・嘔吐、倦怠感、意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温など)を認めるときは、ためらうことなく病院に搬送しましょ。



熱中症とは

熱中症対策



緊急時に備え携帯電話が通じない場所は、事前に救急車を手配する方法を検討しましょ！